第１号様式（第10条関係）

苦　情　申　立　書

令和　７年　２月　２０日

上尾市市政相談委員　様

申立人（連名）　住所・氏名・連絡先

上尾市市政相談委員要綱第１０条第２項の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

申立ての趣旨 (解決をしてもらいたいこと)	上記申立人は、連名で上尾市教育委員会に宛て、2024（令和６）年６月10日に『仮称「教育懇談会」開催に関する請願』（以下、本申立書では『請願』と略記）を提出しました。 しかしながら、『請願』提出後の昨年の６月から今年の２月までの９か月間、教育委員会定例会・臨時会において，当該『請願』は全く議題とはならず、審査がされないまま現在に至っています。 提出した『請願』の内容が審査を経たうえで否決されるというのであればまだしも、議題にもならないという状態のままで推移するのは、市民として耐えがたい思いです。 以上の事実関係から、次の２点に絞って苦情を申し立てます。 ①昨年６月に提出の『請願』について、９か月間審査がされていないことは市民として耐え難い思いです。教育長・教育委員の判断で審査を望みます。 ②せめて、「なぜ教育委員会定例会・臨時会で『請願』を審査しないのか」について教育長および教育委員から理由を教えていただきたい。 なお，本申立ては，苦情申し立ての除外事項には該当しておりません。
申立ての理由 （具体的な内容と経過） ※書ききれないときは裏面をご利用ください。	2024（令和６）年６月10日提出の『請願』については、別紙をご覧ください。 『請願』の内容は提出者として確信を持っており，上尾市の教育行政に有益になると考えていますが、「今月は議題になるだろう」との私たちの望みは毎月打ち砕かれています。 『請願』の目的は、「上尾市教育委員会主催による仮称「教育懇談会」を開催することにより，児童・生徒を含む幅広い世代の地域住民とともにこれからの上尾の教育の方向性について考えていくための一つの機会とする」というものです。 また、以前は、上尾市教育委員会定例会で請願（今回とは別件）の審査が行われています。 新座市では、本『請願』とほぼ同趣旨の「教育懇談会」が恒常的に開催されており，同市のＨＰでも「新座市教育委員会では、教育行政に対する意見や要望等を把握し、教育行政の推進に反映させるため、市民と意見交換を行う「教育懇談会」を年３回開催しています。」との説明があり、当該懇談会の状況についてはＨＰで公表されています。
原因となった事実のあった日	令和　６年　６月　１０日（本『請願』提出日）
他の制度への手続きの有無	□あり　□市民相談　□請願（議会）　□陳情（議会）　□監査請求　□直接請求　□行政不服審査　□行政事件訴訟　□その他（　　） ☑なし （該当の箇所に、レ印を記入してください。）
面談	①　希望する　　２　希望しない ※面談を予約して、直接市政相談委員に苦情を述べることができます。 「希望する」に〇を付けた人には、後日、面談の日時を連絡します。